

特別児童扶養手当受給者

所得状況届を忘れずに

「特別児童扶養手当」の受給者は、八月十二日 から二十六日 までに、市役所1階障害福祉課へ所得状況届を提出してください。届け出がないと、八月以降の手当が受けられなくなります。

なお、「障害児福祉手当」を併せて受給している人は、八月月上旬に郵送する障害児福祉手当現況届を提出してください。

却の場合) その他「平成14年1月1日現在の住民登録地が市外の人は、その住所地の所得証明書が必要

受給の対象者
次に該当する人で、次の手当を申請していない人は、市役所1階障害福祉課に相談してください。

ただし、各手当とも前年所得が一定額以上の人や、児童が障害を事由とする公的年金を受給している場合は受けられません。

特別児童扶養手当

対象「20歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳1級) 三級程度、療育手帳B中以上の知的障害児など」を養育している保護者 支給額(月額)「一級 五万五千五百五十円 二級 三万四千三百三十円

障害児福祉手当

対象「20歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳1級) 二級程度、療育手帳A重の最重度判定知的障害児など」 支給額(月額)「一万四千六百十円
: 問い合わせは障害福祉課 890 6144へ。

だんべえ踊りや郷土芸能

上州の夏祭りが多彩に

県民広場などを会場に、「上州の夏祭り」を開催します。日時「8月17日 午後5時~10時・18日 午前10時~午後7時 会場「県民広場ほか 内容「郷土芸能やダンスの披露、だんべ

え踊り、フリーマーケットなど その他「18日 は午後1時から6時まで県庁前通りの群馬会館前から秋葉写真館前まで通行止めになります
: 問い合わせは同祭り実行委



員会(県都市計画課まちづくり推進室内) 226 3663へ。

参加者を募集

市民フリーマーケット

「前橋リサイクルまつり」の中で実施する「市民フリーマーケット」の参加者を募集します。期日「10月27日 会場「グリーンドーム前橋 対象「一般(事業者・市外在住者は除く)

三十組(抽選。一区画は三三) 出店品目「リサイクル品、不用品(食料品、貴金属などは除く) 申し込み「8月15日 までに往復ハガキで、住所・氏名・電話番号・参加人数・主な出品物を明記し、市役所清掃業務課「市民フリーマーケット係」(890 6273)へ



昨年のフリーマーケット

事例1 ダイニングテーブルを購入しましたが、納品直前に家具店が倒産してしまいました。

事例2 エステサビスの契約をしましたが、クレジットで支払い中ですが、サビスを半分受けたところで店舗に連絡がつかなくなりました。

事例3 倒産したデパートで買った商品券が残っています。どうしたら良いのでしょうか。商品やサービスの一部または全部を受け取っていないのに事業者が倒産してしまつたという相談が増えていきます。

事例1は、事業者が破産の手続きをしていれば配当金を受けることができます。しかし、全額返還は困難で、配当金が一部に満たないケースが多い現状です。

会社の倒産が増加 損害を最小限にするには



を拒否することができません。

事例3のケースでは、商品券の発行元が倒産したデパートであれば使用することはできなくなります。しかし、財務局で所定の手続きを行うと、未使用分の約半分が還付されます。手続きには商品券が必要になりますので必ず保管しておきましょう。

一部の取引では、倒産に備えて消費者を保護する制度を設けています。しかし、この制度がないことが多く、代金は商品を受け取ったときか、その後に支払うようにしたり、サービス契約は短期間にしたりするなどの注意が必要です。
: 問い合わせは消費生活センター 230 1755へ。

消費者の知識

「支払停止の抗弁」を主張し、以後の支払い